

個人情報取扱特記事項

2016年4月19日

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務実施にあたっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

(秘密の保護)

第2 乙は、この契約による業務に関して個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、また解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行う為に個人情報を収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6 乙は、この契約の業務に関し甲から提供された個人情報が記録された資料等を契約の目的以外で複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱を委託してはならない。ただし、甲がその個人情報の内容が確認でき、許可した場合はその限りではない。

(資料等の保管)

第8 乙は、この契約の業務を行うために甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約完了後適切に保管もしくは破棄しなくてはならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この事務に従事している者に対して、在職および退職後において、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するにあたり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(契約解除および損害賠償)

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

上記において、甲は受託者である近江八幡市立総合医療センター、乙は委託者である貴社をさします。